



大分県消費生活・男女共同参画プラザ

# アイネス ホッと通信

## 愛称…アイネス(i-ness)

新しい時代の消費生活、男女共同参画を  
自らが考える場を意味しています。

[i] ……愛情・情報・私  
[ne] ……新しさ(=new) 次の時代(=next)  
[s] ……消費  
[s] ……参画



アイネス再就職・起業準備講座



在宅就業支援モデル講座開所式



在宅就業支援モデル講座

No.20  
2006.9

## INDEX

- アイネスフェスタ2006開催のお知らせ…2~3
- 消費生活のひろば…4~5
- 男女共同参画のひろば…6~8
- アイネスの講座・イベントのお知らせ…8



アイネス  
相談ダイヤル

●消費生活相談	097-534-0999
●消費生活特別相談	097-534-4034
第3日曜日(休館日)を除く日曜日(13:00~16:00)	
●食品表示110番	097-536-5000
●男女共同参画についての申出	097-534-8477
●女性総合相談	097-534-8874
●県民相談	097-534-9291

## 開催のお知らせ

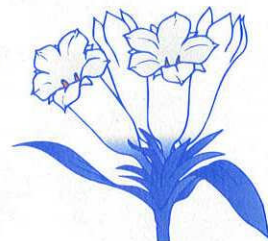
～女性のチャレンジと自立する消費者～

アイネスフェスタ2006では、消費生活や男女共同参画社会づくりに関する各種イベントや県民の自主的な活動の場を提供する催しを行うなど、盛りだくさんの内容となっています。多くの皆様のご来場をお待ちしています。

○とき **平成18年11月1日(水)～30日(木)の1ヶ月間**

○ところ 大分市東春日町1-1 NS大分ビル内  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》

託児有  
(無料)



### ○スケジュール

月日	時刻 会場	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
		～	～	～	～	～	～	～	～	～
11月2日(木)	大会議室(前)				開会	男女参画共同シンポジウム				ミニ講座
	大会議室(後)									
	小会議室1	チャレンジ相談コーナー								
	小会議室2	チャレンジ相談コーナー								
	OA研修室 アイネスルーム・ホワイエ	団体・グループの活動パネル展・企画資料展								
11月12日(日)	大会議室(前)					アイネス的映画講座「スタンド・アップ」上映				
	大会議室(後)					アイネス的映画講座「スタンド・アップ」上映				
11月16日(木)	大会議室(前)					公開Re・Be ワークセミナー				
	大会議室(後)	ワークショップ				ワークショップ				
	小会議室1	ワークショップ				ワークショップ				
	小会議室2	ワークショップ				ワークショップ				
	アイネスルーム・ホワイエ	団体・グループの活動パネル展・企画資料展								
11月18日(土)	講座実験室	ひびき会公開実験								
	大会議室(前)					アイネス的映画講座「ダブルシフト」上映				
	大会議室(後)					アイネス的映画講座「ダブルシフト」上映				
	小会議室1	ワークショップ				アイネス的映画講座「ダブルシフト」上映				
	小会議室2	ワークショップ				アイネス的映画講座「ダブルシフト」上映				
	OA研修室	PC教室				PC教室				
アイネスルーム・ホワイエ	団体・グループの活動パネル展・企画資料展									
11月25日(土)	講座実験室	親子一日実験教室				親子一日実験教室				
	大会議室(前)	ワークショップ				くらしの公開講座				
	大会議室(後)	ワークショップ				くらしの公開講座				
	小会議室1	ワークショップ				ワークショップ				
	小会議室2	ワークショップ				ワークショップ				
	OA研修室	PC教室				PC教室				
アイネスルーム・ホワイエ	団体・グループの活動パネル展・企画資料展									

※行事内容及び時間帯は変更する場合があります。

### アイネスサポーターを募集します。

アイネス・フェスタ2006の期間中、ボランティアを募集します。(司会・受付・案内等)

募集締切 平成18年9月15日(金)

問合わせ先 TEL 097-534-4034

11月2日(木) 男女共同参画シンポジウム

- \* 講演 「私と仕事～自分へのチャレンジ」
- \* チャレンジトーク (事例発表)

(株)シー・エイ・ティ 代表取締役 大西 由紀さん

講師紹介



(株)シー・エイ・ティ代表取締役社長としてドキュメントソリューション事業を展開。最近では、主婦の視点と企業家の視点を活かした経営削減コンサルティング事業も注目を集めている。

11月12日(日) アイネス的映画講座

- \* 映画上映 「スタンドアップ」
- \* 講演 「女と男、対等なパートナーシップを求めて」

女性政策研究家 三井 マリ子さん

講師紹介



ノルウェーなど世界の男女平等推進策の紹介、評論を各紙・誌に発表し続ける。大阪府豊中市「とよなか男女共同参画推進センター“すてっぷ”」初代館長。『ママは大臣 パパ育児』(明石書店)など著書も多数執筆。

主催：NPO法人えばの会

11月16日(木) 公開Re・Beワークセミナー

《再就職準備支援》

- \* 講演 「目指せ！プラス志向 再就職」

ジャーナリスト 福沢 恵子さん

講師紹介



就職情報雑誌「私たちの就職手帖」初代編集長。2002年より(財)21世紀職業財団中央雇用管理アドバイザー。「女性と仕事」を中心テーマに、就職、起業、人材開発などについての執筆や講演を行っている。

主催：(財)21世紀職業財団大分事務所

11月18日(土) アイネス的映画講座

- \* 映画上映 「ダブルシフト～父親の子育て奮闘記～」
- \* 講演 「みんなで一緒に子育て・仕事」

教育雑誌編集人 岡崎 勝さん

講師紹介



名古屋市立小学校教員。保護者と教員向けの雑誌『おそい・はやい・ひくい・たかい』、『ちいさい・おおきい・よわい・つよい』の編集人も務める。

主催：「風」一おおい一

11月16日(木)、11月18日(土)、11月25日(土)

◎ ワークショップ

消費生活や男女共同参画をテーマにした団体・グループの自主的な企画による体験参加型学習(8団体程度)

11月25日(土) ◎ 暮らしの公開講座

最近、消費者の間で非常に関心の高い『多重債務問題』をテーマに基調講演とパネルディスカッションを実施する(予定)。

◎ 開会(オープニングセレモニー) 11月2日(木)

- mini コンサート、主催者あいさつ、アイネス事業PR

◎ ひびき会公開実験 11月16日(木)

- ペットボトルのお茶利用の実態とお茶の科学

◎ チャレンジ相談コーナー 11月2日(木)

- アイネス女性のチャレンジ相談
- フレーフレー出前相談(財)21世紀職業財団

◎ パソコン教室

- 11月18日(土) ● 年賀状作成講座
- 11月25日(土) ● インターネットを楽しむ

◎ ミニ講座 11月2日(木)

- 「再就職」「起業」「在宅就業」の3つのテーマでミニ講座を開催する。

◎ 企画資料展 11月1日(水)～30日(木)

- 女性のチャレンジと自立する消費者をテーマとした企画資料展

◎ 親子一日実験教室 11月18日(土)

親子で自分だけの乾電池を作り、乾電池のしくみや電気について楽しく学び、科学に興味を持ってもらう。

◎ 団体・グループの活動パネル展 11月1日(水)～30日(木)

- 消費生活や男女共同参画に関する研究や活動の成果を展示します。

## 「消費者トラブル と法律知識」上



弁護士 亀井 正昭氏

ただいまご紹介いただきました弁護士の亀井です。よろしく  
お願いいたします。本日の研修会の内容は消費者問題ですが、  
私なりの問題設定でお話をさせていただこうと思います。

### 1 近代社会と民事法

早速ですが、近代社会と民事法というテーマでお話します。

明治時代、明治政府はいったい何をしたのか。このままでは  
日本が外国の植民地になるのではないかという危機感、不平等  
条約を改正させなければいけないという意識から、明治政府の  
人達はこの日本をなんとかしなければいけない、近代国家の仲  
間入りをしよう、と考えました。外国からは、日本は近代国家  
なのですか、日本には法律の制度はきちんとあるのですかと、  
問われました。

そこで、明治憲法を作りましたし、明治23年には民事訴訟法  
が、明治29年には民法が作られました。これは近代国家の仲間  
入りをするためののだ、ということで国家をあげて作った訳です。

では、民法とは、民事訴訟法とはなんだろう、ということだ  
ですが、私法の基本的ルールを定めているもの、それが民法。そ  
の民事ルールに基づいて、トラブルがおきたときに、どうやっ  
てその権利を守っていくのか、はっきりさせていくのか、権利  
がある、無い、それを決めるのが民事訴訟法です。そして、そ  
の基礎にある考え方が私的自治の原則、これがベースにおかれ  
たわけです。

私的自治の原則とは何かということですが、私法といわれる  
領域、取引だとかの問題、そういった私法領域において、各人  
が対等な立場で自分の自由意思によって契約をするのだ、どん  
な相手と契約をしようが自分の自由だ、あるいはどんな契約内  
容を決めようがそれも自由なんだ、自分たちで決めればいい、  
その反面、自分たちの自由意思で決めたことなのだからその契  
約内容には拘束される、契約したのだったらきちんと守りなさい、  
ということが出てくるわけです。

民法、私法の領域では、自由意思があるのだという前提で、  
基本的に考えられています。これがポイントになってきて、  
では自由意思があるといえるのか、子どもや未成年者はどうな  
のか、あるいはかつての禁治産、今の成年後見のような領域に  
自由意思があると言い切つてよいのだろうか。自由意思だから  
あなたが契約したことをきちんと守りなさいというふうに言い  
切つていいのか。そういう問題意識はもともと明治時代からあ  
ったのです。

自由意思に関しては、詐欺、あるいは強迫という問題もあり  
ます。「おまえこの契約結ばないとどんなことになるか判つて  
いるのか!」と脅されて契約した。あるいは騙されて契約した、そ  
れなのにその騙された契約に拘束されなければいけないのでし  
ょうか。それはおかしいでしょう。それはこの自由意思が傷つ  
けられている。自由意思といっても騙されたときには自由意思  
とはいえない。強迫されたのも自分の自由な意思で決めたこと  
とはいえない。そういうものを瑕疵ある意思表示、瑕疵とはき  
ずがあるということです。きずのある意思表示だったというこ  
とで取消権を認めたのです。未成年者が親の同意を得ないで高

価な物を買った。これも取消することができる。みんな自由意思  
があると云にくいだろう、未成年を保護しなければ、あるいは  
詐欺でだまされたのだから自由意思とはいえないだろう、と  
いうことで取消権を認めた。そういう考え方のベースには、私  
的自治の原則という考えがあった訳です。明治時代に作った民  
法のときからの考え方です。

説例を見てください。大阪高等裁判所で平成12年4月28日  
に判決が出された事件の内容を簡略にして説例にしました。

学習用教材の売買契約を締結しましたが、その際に業者は、  
中途解約が可能である、高校合格まで面倒を見る優秀な家庭  
教師を紹介する、家庭教師を頼むには本件教材が是非とも必  
要である、業者が家庭教師に本件教材による指導方法を講習  
する、などと説明しましたが、全て事実ではありませんでした。  
詐欺を理由に、本件契約を取り消すことができますか。

この家庭教師というのは一般の家庭教師として雇われたとい  
うことでした。しかも、本件教材が是非とも必要だと業者は言  
いながら、家庭教師自身は本件教材をあまり使わなかった。指  
導方法を講習するというのも、実は無かった。これは騙された、  
ということで、裁判を起こしたわけです。

ここで問題にしたいのは詐欺を理由に取消すことができますか、  
という問題です。是非とも本件教材が必要であるとか、指導方  
法を講習すると言っている、みんな嘘だったけれども、それが  
本当に詐欺と言えるのかとなるとまた別の考慮が必要になります。  
詐欺ということで取消ができるためにはそれなりの要件が必要  
です。

「要件」についてですが、法律の基本的な考え方として、一定  
の要件をみたしたら、なんらかの効果が発生するという構造に  
なっています。たとえば刑法の窃盗、盗みですね、人の財物を  
窃取したる者、その効果は罰金。懲役。法律が改正されて罰金  
刑が入ってくるようですが、要件をみたせば効果が発生する。  
だから詐欺として取消権発生という効果が発生するような要件  
をみたすのか、が問われるわけです。

では、詐欺という要件をみたすのか。まず業者が欺罔行為と  
いって騙す行為をする、騙すというのも社会通念上違法といえ  
る程度の欺罔行為のあることが前提です。それによって言われ  
た側は錯誤といって騙された、本当にああそうなのかと思っ  
てしまったこと、そう思ったからこの契約書にサインをした、そ  
ういうつながりですね、騙す行為、錯誤に陥る、それに基づ  
いて契約書にサインする、しかもそういうふうなものがみんな業  
者のほうで分かっていた、ただ単に嘘をつくつもりがあったと  
いうだけではなく、そういうふうなことによって騙し取れるん  
だと、相手が誤解して契約書にサインするんだというところま  
で分かっていたうへの詐欺じゃないと詐欺の要件をみたしたとは  
いえないのです。

初めから嘘をつくつもりはなかったのですと業者が言っても、  
私のところもそう言われた、私のところもと多数の証言が積み  
重なると、消費者の言い分のほうが正しそうだ、詐欺の要件も  
全てみたしているとなりやすいでしょう。このような要件をみ  
たすのかという問題があるのです。

次の説例です。

元夫が私に無断で私名義で消費者金融からお金を借りていたらしく、私のところに督促の電話がきました。私が「借りていません」と明確に断ると、数カ月後に裁判所から書類が自宅に届きました。借りていないことは明らかなので無視してよいでしょうか。

答としては無視しては駄目。絶対無視しては駄目です。

アドバイスとして無視していいです、という書類もあります。例えば架空請求、情報料未納最終通告通知書とか、あるいは法務省認可法人などの名義を騙ったものが、あたかも権利があるかのように請求書を一方的に送りつけてくる場合です。

少し話がそれますが、お金を借りたという相談を受けていて聞くと、それは雑誌を見て申し込んだという話だったのです。その雑誌を見ると確かにその業者の名前で東京都1-何番と登録番号が書いていました。ところが、私が調べたら無いんです。そんな登録番号の業者は無い。そんな明らかな虚偽内容が、堂々と雑誌に載っているのです。私たちの生活してきたまわりでそんな大嘘つきというのは今までそんなにいなかったと思うのです。まさかこんな明らかな嘘はつかないだろうということを堂々とやっているのです。堂々とやってくるからまさかそれが嘘だとは思わない、そういうふうな嘘が世の中にはまかり通っているわけです。架空請求も堂々と嘘をついてくるのです。

裁判所からの書類ではなく、業者からまったく身に覚えのないものが来た場合は無視しなさいというアドバイスです。それは、電話をください、本書到着から3日以内にご連絡なき場合は職場まで伺いますと、書いてあったりする。こちらがうっかり電話すると、追い討ちをかけてくるのです。「いやいやこちらの手元にはそういう書類があるんですよ、そういう書類が回ってきたからお宅に電話しているんですよ。」「家まで行きますよ!」あるいは「家はどこですか?」「家がどこかとも言えないんですか!家がないんですか!」「譲歩してあげてもいい。」等としつこく言って、身に覚えのない債務についての支払い約束をさせられてしまうのです。業者からの架空請求は、無視しなさいというアドバイスです。

これに対し、裁判所からの書類は絶対に無視してはいけません。この設問では私が借りていないことは絶対分かる明らかなことだ、そんな明らかな嘘がおそ裁判所で通るもんですか、と思ったら駄目。無視しては駄目。すぐ裁判所に連絡するなり、法律相談にいきなりきちんとした対処をする必要があるわけです。

民事訴訟法の基本になっている考え方が私的自治です。こういうふうな裁判をしてください、という主張を組み立てて、裁判所に出すのも当事者。勿論証拠も当事者が積極的に出さなきゃいけない。当事者が全部自分で裁判官を説得しなきゃいけない。裁判所から書類がきた、たとえば業者がお金を返せという裁判を起こしてきた、借りていないことは明らかなことだと思って無視したらどうなるでしょうか。裁判所にとっては、権利があるか無いかを今から調べましょうということで、呼出状を送っているのに、無視して来ない、となると、もう争うことがないのかな、これは業者の言い分を認めるとのことだなどと考える。そういう規定があるのです。民事訴訟法に。欠席すると相手の言い分を認めているとみなすことができるのです。

本当の真実とは何なのか、人によっては神様のみぞ知る、神様は見てくださっている。だから、堂々としていればいいという人もいるかもしれない。どこかで真実は明らかになるのだというふうに考えている方もいるかも知れない。しかし、裁判制度の中では、真実は誰かが明らかにしてくれるとか、あるいは何処かで真実は明らかになるものだという考えではいけない。真実は自分が明らかにする、自分が真実を明らかにするのだ、という考えでないとイケないのです。

私的自治の原則が近代国家における民法、民事訴訟法の基本的な考え方になっているのです。裁判所から来た書類を無視す

るといのは、この考え方からするともってのほかというわけです。

ちなみに裁判所からの書類を無視してはいけないというのを、逆手にとってあたかも裁判所からの書類であるかのように裁判所の名目を騙って業者が書類を送ってくることもありますから、それも注意が必要です。裁判所からであれば公に電話番号がはっきりしていますから、確認できます。

あるいは弁護士の名前を騙る、法律事務所の名前を騙って請求書を送ってくる場合も有ります。私どもも書類を送ったときに、本当に弁護士さんからの書類なのかということで確認の電話を受けることがあります。むしろ、そのくらい慎重になったほうがいいという世の中になっていると思います。

近代社会はこのような民法、民事訴訟法の考え方をベースにしているわけです。

## 2 特定商取引に関する法律

戦後、経済が発展していくなかで、いろんな問題が起きてきます。都市化社会ともいわれますが、町にいろんな会社ができる、工場もできる。みんながそこに働きに行く。そうすると昔の大家族制ではなく、核家族になる。家の中に人が一人しかいない、そんな状況にもなってくるわけです。そこに訪問販売ということで売りに来る。一人で寂しいなと思っているところに話し相手がある。しかも今の世の中では大量生産ですから、大量に作ったものを普通は市場で、スーパーであつたり、お店であつたり、そこで物は売られるのですが、沢山作っていますからもっと何処かで売れないかと、訪問販売で売る業者もどんどんできて、社会問題までになったわけです。

そこで訪問販売法が作られて、クーリング・オフも定められたのです。民法ではカバーしきれないという問題意識があったからこそ、クーリング・オフという制度を作ったわけです。例えば業者がずーっと居座った、お昼前から早く帰ってくれないかなと思いつつ居ながら、無下に断る訳にもいかない、12時過ぎたなあ、お腹すいたなあ、帰ってくれないかなあと思いつつ居ながらも、言葉巧みに喋り続ける。たとえば地域の電気屋さん、電気屋さん最近減りましたが、かつては物を買えば、あとであれ要らなかったから、無しにできますかといえば、ああそうですかといつて返品とか契約の解消に応じてくれるようなお店が地域にありましたから、あとでやはり要りませんでしたと言えいと思つてサインする。そこで、あとで契約解消を申し込むと、外から来た業者は「いいやあなたは判こを押したじゃないですか。払うものはちゃんと払ってください。」といわれる。

その時に契約を解消する方法はあるのでしょうか。詐欺、強迫、未成年などにあたるのでしょうか。あるいは債務不履行といって、約束を守らない場合。たとえば、買った商品を開けてみたら壊れている、きちんとした物をくださいよ、きちんとした物を渡すという債務を履行しないのであれば、それは債務不履行だ、債務不履行を理由に契約を解除します、という場合もあります。このような債務不履行解除がいえる場合でしょうか。

勿論、相手が要らないんだつたらいいですよと言ってくれば、それは合意解除となります。たとえば先程言いました地域の電気屋さん、「やっぱり夫に反対されて、これ要らなかったのでお返しできますか。」と言って、いいですよ、といつてくれたとします。その場合は合意解除です。合意解除も私的自治の原則で業者が応じてくれればありえます。しかし、業者は合意解除する義務はないのです。訪問販売業者が合意解除に応じてくれなかったら、民法上は債務不履行といえる事由はないのか、あるいは詐欺とか強迫といえる事由はないのか。そういう道しかない。なければ契約に拘束されなければいけないことになります。

それでは不都合だろうということで、訪問販売法が昭和51年にできるわけです。それが特定商取引に関する法律、特商法に平成12年になります。

# 女性のライフサイクルと就業

～平成18年度国民生活白書より～

## ◆育児期にある女性のライフコースは3つ

### 「Ⅰ 継続就業コース」

結婚・出産後も  
仕事を継続する

### 「Ⅱ 再就職コース」

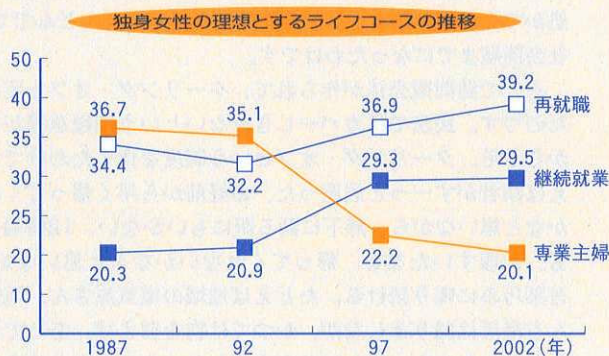
結婚・出産を機に退職し、  
子どもが大きくなったら  
再び働き始める

### 「Ⅲ 専業主婦コース」

結婚・出産を機に退職し、  
家事・育児などに  
専念し続ける

## ◆「Ⅰ 継続就業コース」または「Ⅱ 再就職コース」を希望する女性が増えているものの希望を実現させている割合は半数程度。

第2-1-1図 女性の就業意識は長期的に見て高まっている



第2-1-2表 理想のライフコースが実現できているのは半数程度

子育て世代の女性のライフコース (%)

理想のライフコース	現実のライフコース (理想のライフコースごとの内訳)			計
	継続就業コース	再就職コース	専業主婦コース	
継続就業コース	62.3	28.6	9.1	100.0
再就職コース	18.4	55.6	26.0	100.0
専業主婦コース	15.0	50.0	35.0	100.0

希望どおり (■部分)

## ◆理想のライフコースの実現を阻む2つの「壁」

### ◆女性の継続就業を妨げる壁

結婚や出産・育児と就業を両立させたい女性が直面する「壁」

- 結婚を機に退職した女性の大部分は正社員、理由の4割が「結婚に伴う転居」
- 育児休業の制度はあっても職場の雰囲気や仕事の状況により取得が困難
- 時間延長や夜間・休日保育等も含め、育休復帰後の保育環境が不十分、経済的負担
- 物理的にも進まない夫の育児参加
  - \*末子年齢5歳以下の子どもを持つ男性の約4分の1が、週60時間以上就業
- 小さな子どもを持つ女性正社員の4割以上が週43時間以上就業

子育てと仕事を両立できる環境整備が必要

### ◆女性の再就職を妨げる壁

出産・育児のために離職した後、再就職しようとするときに直面する「壁」

- 離職期間の長期化とともに正社員としての再就職率は低下
- 離職期間が長いと職業能力が低下、特に専門技術や知識の急速な低下を実感
- 半数近くの企業が1年未満の離職期間でマイナス評価

企業は、中途採用市場において年齢等外見的条件よりも、即戦力となり得る能力や経験を重視する傾向

離職期間中又は働きながら  
職業能力の再構築を図ることが必要

大分県では、仕事と家庭生活、あるいは子育てを両立したいと願っている女性のみなさんが、いきいきと伸びやかに働ける環境づくりに取り組んでいます。

現在、登録企業  
募集中

## ◆子育てと仕事を両立できる環境整備

### ★男女共同参画ポジティブアクション事業

「女性の登用・職域拡大」、「仕事と家庭の両立支援」、「いきいきとした職場づくり」等、県内企業における男女共同参画の取組状況調査を実施。

優良事業者を、知事が顕彰。県のホームページやテレビ番組等で積極的にPRし、企業の取組を促進します。

(県民生活・男女共同参画課)

### ★おおいた子育て応援団

子育てを応援する企業・店舗・施設等を「おおいた子育て応援団」として登録。地域社会が一体となって子育てを応援する環境づくりに取り組みます。

#### ☆パパママとくとくショップ

18歳未満の子どもがいる家庭対象に割引サービス

#### ☆パパママおでかけサポートショップ

授乳スペース等実施店舗をご紹介

#### ☆しごと子育てサポート企業（認証制度）

子育て等、社員の仕事と家庭の両立を応援する企業を認証します。

(少子化対策課・労政能力開発課)

## ◆職業能力の再構築支援〈再チャレンジ支援〉

※国の「再チャレンジ支援地域モデル事業」指定地域として実施

### ★アイネス再就職・起業準備講座〈大分市〉

「どうしたら自分に合う仕事が見つかるの?」

「仕事を始めたいけど、ブランクが心配!」等々、再就職や起業準備を進めるうえでの不安や疑問を解消、いきいきと働き続けられるためのプランづくり&スキルアップを図る講座を開催中です!

講座修了後には「会社説明会」や「フォローアップ研修」等も実施。支援機関とのネットワークを活かし、みなさんの再チャレンジを応援します。

- 期 間：8月26日～9月16日のうち5日間
- 定 員：30名
- 実施主体：NPO法人アシスト・パル・オオイタ



上) IT講座の様子  
下) 子どもたちも応援



### ★在宅就業のためのIT講座〈日出町〉

IT技術を活用した在宅就業支援のモデル事業です。画像処理(フォトショップ)の講座を計3回開催。受講後はNPO法人の会員として実際に仕事を受注するところまでを目指します。すでに10名の方が仕事をスタート。講座での疑問点や家事・育児との両立等仕事を始める上での悩みについて、お互いサポートし合いながら、前向きに取り組まれています。

- 期 間：7月～10月(現在2講座を開催中)
- 定 員：各10名×3講座
- 実施主体：NPO法人パワーウェーブ日出

### ★受講生みなさんの声★

- 12月に出産を控えているので悩んだが、このチャンスを生かさなければと思い、チャレンジすることに決めた。受講までの間は、コミュニケーション力、段取り力を鍛えてがんばりたい。
- ひとりだとつまずきやすいが、この講座は横のネットワークがあり、メリットと感じている。下の子の幼稚園代を稼げるよう、がんばりたい。

### 働きたい女性のための「一時託児サービス」

- 日 時：毎週木曜日 9:30～16:30
- 場 所：アイネス2F 和会議室
- 対 象：1歳以上～就学前のお子さん
- 定 員：5名(時間単位で受付します)

### ～女性のチャレンジ相談～キャリアカウンセリング

- 日 時：第2・第4木曜日 13:00～16:30
- 場 所：アイネス2F 小会議室
- 対 象：再就職等を考えている女性のみなさん
- 定 員：3名(相談時間お一人1時間程度)

どちらも事前予約制・無料です。ぜひご利用ください!〈問合せ:アイネス〉

# 『おとなの学び講座～地域編』 受講生募集

## ～地域における男女共同参画を考える～

次世代を担う子供たちがすくすく育ち、高齢者が健康でいきいきとした暮らしができ、男女が力を合わせてはつらつとした活力ある地域をつくるにはどうすればよいかを私たちひとりひとりが考え、男女が共同参画する地域づくりの実践に結びつくことを目的としています。

### ■内容 全4講座

- 1 講座 「男女共同参画社会とは」
- 2 講座 「女性がおこした女性のための地位向上と地域づくり運動について」
- 3 講座 「家族と家庭の今後のあり方や生き方について」
- 4 講座 「男女が共に支える地域づくりについて」

### ■定員 各市に在住する方で30名

申込みの方法や期間等は各市役所の担当課にお尋ねください。

### ■費用 無料

### ■託児 未就学児童を対象に実施（1歳～6歳）（無料）

### ■申込み・問合せ（実施場所の市役所にお申し込みください。）

- ・日田市 企画課 男女共同参画推進・統計係 ☎0973-22-8227
- ・津久見市 企画商工課 商工・観光グループ ☎0972-82-9521
- ・宇佐市 企画課 企画調整係 ☎0978-32-1111
- ・豊後大野市 人権推進同和対策課 男女共同参画係 ☎0974-22-1001

### ■場所及び日時

◎場所 日田市役所 7階 中会議室

◎日時

- 1 講座 9月22日(金) 19:00～20:30
- 2 講座 9月29日(金) 19:00～20:30
- 3 講座 10月6日(金) 19:00～20:30
- 4 講座 10月13日(金) 19:00～21:00

◎場所 宇佐市役所 隣保館 2階 集会室

◎日時

- 1 講座 10月6日(金) 14:00～15:30
- 2 講座 10月13日(金) 14:00～15:30
- 3 講座 10月20日(金) 14:00～15:30
- 4 講座 10月27日(金) 14:00～16:00

◎場所 津久見市役所 1階 大会議室

◎日時

- 1・2 講座 10月4日(水) 13:00～16:30
- 3・4 講座 10月11日(水) 13:00～17:00

◎場所 豊後大野市役所 第2庁舎2階会議室

◎日時

- 1・2 講座 9月12日(火) 13:00～16:10
- 3・4 講座 9月26日(火) 13:00～16:40

※4市で上記日程で実施しますが、講座内容は同じです。

## アイネスの講座・イベントのお知らせ

### 9月予定表

1	金		
2	土	14:00～16:00	NPO法人キャリアサポート華「無料相談」 ※予約制
3	日	13:00～16:00	特別相談(消費生活)
4	月		
5	火	13:30～16:00	私育でのウォームアップ講座
6	水		
7	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児 ※予約制
		10:00～14:00	アイネス再就職・起業準備講座
8	金		
9	土	10:00～17:00	アイネス再就職・起業準備講座
10	日	13:00～16:00	特別相談(消費生活)
11	月		
12	火		
13	水		
14	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		13:00～16:30	女性のチャレンジ相談【専門】 ※予約制
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児 ※予約制
		13:00～17:00	IT学習「OA研修室無料開放」
15	金		
16	土	10:00～17:00	アイネス再就職・起業準備講座
17	日		休館日
18	月		
19	火		
20	水		
21	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児 ※予約制
22	金		
23	土		
24	日	13:00～16:00	特別相談(消費生活)
25	月		
26	火	13:30～15:30	「あいねす・きらり・ねっと」定期交流会
27	水		
28	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		13:00～16:30	女性のチャレンジ相談【専門】 ※予約制
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児 ※予約制
		13:00～17:00	IT学習「OA研修室無料開放」
29	金		
30	土		

### 10月予定表

1	日	13:00～16:00	特別相談(消費生活)
2	月		
3	火	13:30～16:00	私育でのウォームアップ講座
4	水		
5	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児 ※予約制
6	金		
7	土	14:00～16:00	NPO法人キャリアサポート華「無料相談」 ※予約制
8	日	13:00～16:00	特別相談(消費生活)
9	月		体育の日
10	火		
11	水		
12	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		13:00～16:30	女性のチャレンジ相談【専門】 ※予約制
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児 ※予約制
		13:00～17:00	IT学習「OA研修室無料開放」
13	金		
14	土		
15	日		休館日
16	月		
17	火		
18	水		
19	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児 ※予約制
20	金		
21	土		
22	日	13:00～16:00	特別相談(消費生活)
23	月		
24	火		
25	水		
26	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		13:00～16:30	女性のチャレンジ相談【専門】 ※予約制
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児 ※予約制
		13:00～17:00	IT学習「OA研修室無料開放」
27	金		
28	土		
29	日	13:00～16:00	特別相談(消費生活)
30	月		
31	火		

## 大分県消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉

〒870-0037 大分市東春日町1-1 (NS大分ビル内) TEL: 097-534-4034 (代表) FAX: 097-534-0684  
 ●ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html> ●Eメール [a13040@pref.oita.lg.jp](mailto:a13040@pref.oita.lg.jp)

